

事務連絡
平成31年3月20日

各市区町村教育委員会（指定都市教育委員会除く）教員採用担当課
各学校法人（都道府県所管） 教員採用担当課 御中
各学校設置会社 教員採用担当課

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

官報に公告された教育職員免許状の失効・取上げ情報の活用について

教育行政の遂行に当たっては、日頃から御理解、御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、採用担当関係者が、採用予定者の免許状が失効していないかどうかを確認する際の参考情報の1つとして、教育職員免許法第13条の規定により官報に公告された教育職員免許状の失効・取上げ情報を整理し検索するツール（Excel形式）を、希望する機関へ提供します。

この検索ツールは、入力した氏名と、官報に公告された教育職員免許状の失効・取上げ情報の氏名が一致する場合に、官報に公告された該当者の情報を表示するものです。

検索ツールの概要、検索ツール提供の流れ等は下記のとおりですので、希望する機関は、所定の方法で必要書類を提出願います。

記

1 検索ツールの概要について

(1) 概要

採用予定者の免許状が失効していないかどうかを確認する際の参考情報の1つとして、官報に公告された教育職員免許状の失効・取上げ情報を整理した検索ツールを提供する。

教育職員免許法の規定により失効又は取上げとなった者は、免許状を返納するとともに、その日から3年間（禁錮以上の刑を受けた者に関しては刑が効力を有する間）は教育職員免許状の授与を受けることができないため、この検索ツールでは、失効又は取消の日からおおむね3年間を経過するまでの間にある者を確認できるようにするものである。

ただし、官報に公告された情報を検索した際に、同姓同名の者が表示される等も考えられること、過去3年間の失効・取上げ情報に限られていることから、検索ツールを利用した場合でも、採用予定者である本人に対して、面接等で免許状の有効性について必ず確認する必要がある。

(2) 検索方法

- ①入力した氏名と官報に公告された情報の氏名が完全に一致する場合のみ、該当者の官報に公告された情報を表示する。
- ②表示する情報は、官報に公告された情報のうち、次の事項とする。
氏名、免許状の種類、教科、官報番号、公告日、公告主、
失効/取上げ等、本籍地、生年月日、免許状の番号、失効年月日、失効の事由
- ③採用予定者の氏名に外字が用いられている場合は、正しい外字（環境依存）を入力する。

※別紙1「検索ツールの仕組みイメージ」参照

(3) 検索ツールの利用における手続き及び遵守事項

利用に当たっては、検索ツール利用における同意書（様式2）を文部科学省に提出し、次の事項を遵守する。

（同意書に記載している利用上の注意）

- ・個人情報の保護に関連する規定に基づき、情報を適切に取り扱うとともに、情報管理を徹底すること。
- ・管理責任者は検索ツールの配付先や利用者、利用端末を管理し、適切な利用にあたっての責任を持つこと。また、管理責任者は本「利用上の注意」が機関内で遵守されるよう責任を持つこと。
- ・検索ツールを利用した場合でも、採用予定者である本人に対して、面接等で所有する免許状の有効性について必ず確認すること。
- ・検索ツールの利用は、機関内で採用事務を行う関係者等に限定すること。
- ・パスワードは、他人に教えない、メモや付箋にパスワードを書いたものを人目につくところに貼り付けないなど、管理を徹底すること。
- ・当該機関以外への検索ツールの再配付は行わないこと。
- ・検索結果については、個人情報であることを踏まえ、印刷は必要最小限とし、利用後は廃棄（シュレッダー）すること。
- ・万一、検索ツールや検索ツール内の情報が外部に漏えいした場合には速やかに文部科学省へ報告すること。
- ・失効・取上げ情報を更新した最新の検索ツールを受領したときは、当該受領前の検索ツール（更新前のもの）を完全に消去（削除）すること。
- ・人事異動等により管理責任者が変更となる場合には、「検索ツール利用希望機関の管理責任者情報（様式1）」を速やかに文部科学省専用メールアドレスに報告すること。

(4) データ更新

- ・検索ツールは、年2回程度配付する予定。
- ・検索ツールの配付時期に合わせて、失効又は取消の日からおおむね3年間を経過した失効・取上げ情報は削除し、新たに官報に公告された失効・取上げ情報を追加する。
- ・更新の都度、利用者には、検索ツールおよびパスワードを送付する。

2 検索ツール提供の流れ

別紙2のとおり

3 検索ツールの利用を希望する機関の提出書類及び提出方法

提出書類：①検索ツール利用希望機関の管理責任者情報（様式1）（公印不要）
②検索ツール利用における同意書（様式2）（要公印）

※平成31年4月1日時点における情報を記入してください。

提出方法及び提出先：

①次の専用メールアドレスに、検索ツール利用希望機関の管理責任者情報（様式1）を提出

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室
専用メールアドレス：kensakudata@mext.go.jp

※メール送付において、ファイル名を「【〇〇〇】管理責任者情報（様式1）」としてください。〇〇〇は、機関名としてください。

②次の住所に、検索ツール利用における同意書（様式2）を郵送

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課教員免許企画室
住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

締切日：①②とも 平成31年4月26日（金）必着 ※期限厳守

【本件担当】

文部科学省総合教育政策局

教育人材政策課教員免許企画室 志尾・森田

TEL 03-5253-4111（内線3572） FAX 03-6734-3742

e-mail kensakudata@mext.go.jp（専用アドレス）

検索ツールの仕組みイメージ

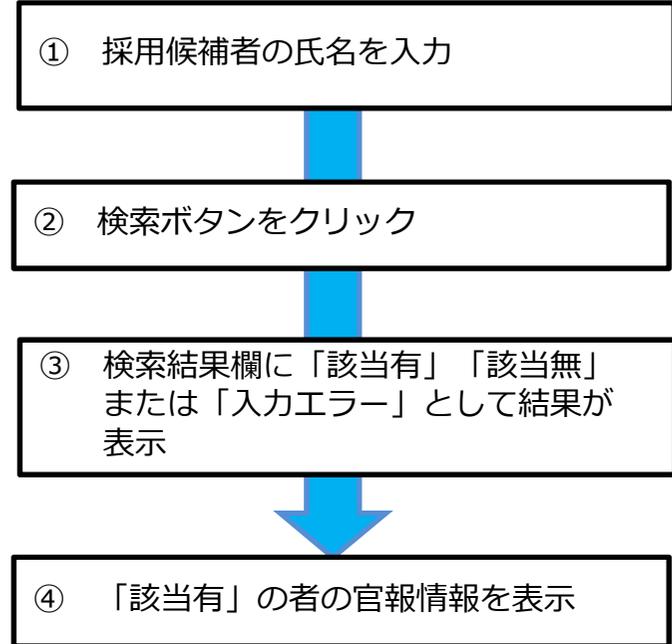
○官報情報（失効・取上げ情報）に該当する者か否かを確認

No	検索条件		検索結果
	氏名		
	氏	名	
1	文部	太郎	
2	文部	花子	
3	文部		
4	文部	次郎	
5	科学	太郎	



No	検索条件		検索結果
	氏名		
	氏	名	
1	文部	太郎	該当無
2	文部	花子	該当無
3	文部		入力エラー
4	文部	次郎	該当有
5	科学	太郎	該当無

利用の流れ

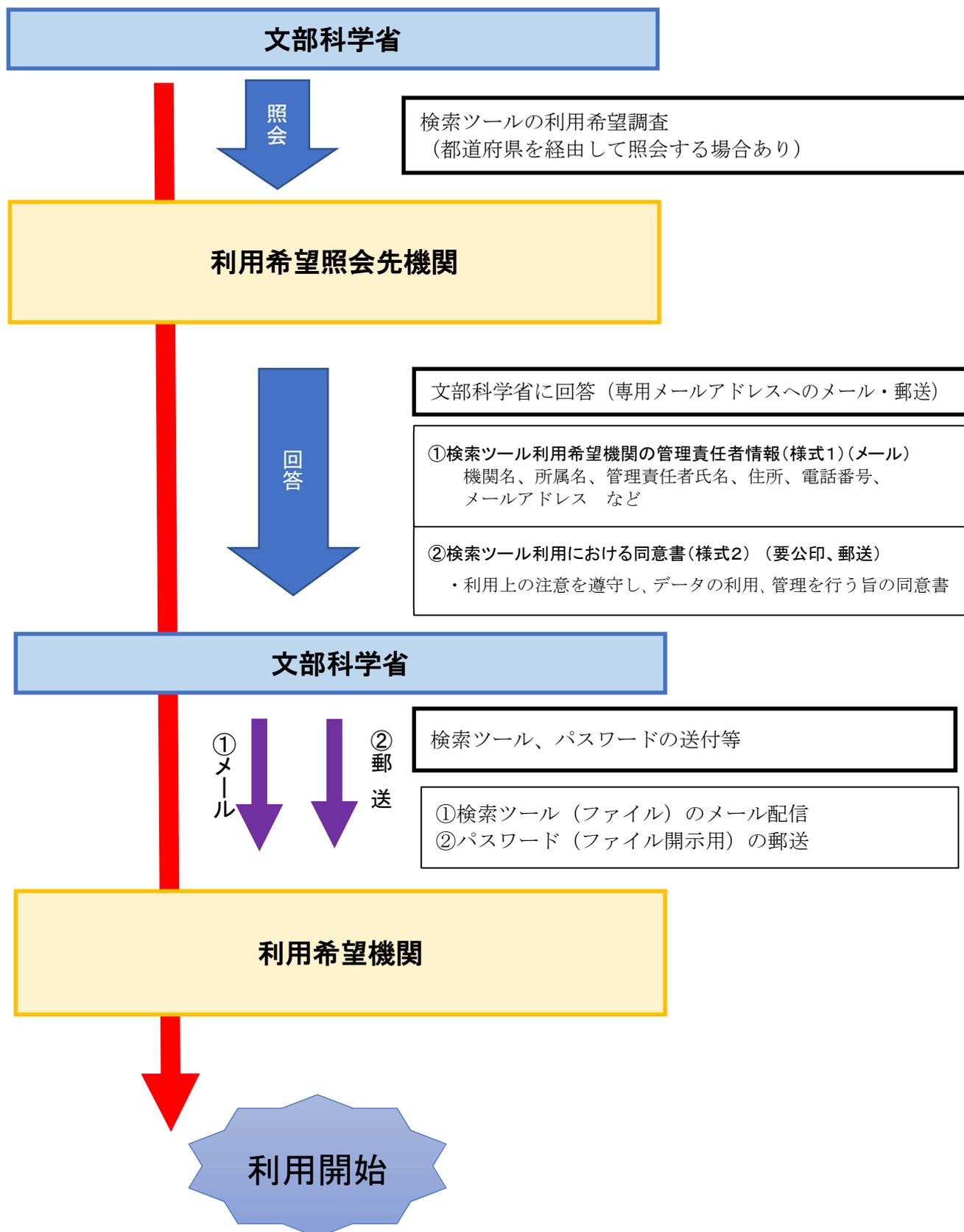


○検索した結果、「該当有」の者の官報情報を表示



氏名		免許状の種類	教科	官報番号	公告日	公告主	失効/取上げ等	本籍地	生年月日	免許状の番号	失効年月日	失効の事由
氏	名											
文部	次郎	中学校教諭一種免許状	英語	第X X号	平成〇年〇月〇日	〇〇県教育委員会	失効	〇〇県	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	平X X中一種第X X号	平成〇年〇月〇日	教育職員免許法第10条第1項第2号該当

検索ツール提供の流れ



検索ツール利用希望機関の管理責任者情報

(様式1)

記載例

機関名	所属名	役職	管理責任者氏名	機関の所在地		電話番号(直通)	Fax	メールアドレス
				郵便番号	住所			
文部科学省	総合教育政策局教育人材政策課	□□□□	○○ ○○	100-8959	東京都千代田区霞が関3-2-2	03-5253-4111	03-6734-3742	a-aaaaaa@mext.go.jp

- 記載上の留意点
- ・各機関ごと管理責任者は1名とします。
 - ・管理責任者の役職は問いません。検索ツールの利用における管理責任者の登録をお願いします。
 - ・管理責任者のメールアドレスは業務用のメールアドレスとしてください(私用のメールアドレスは不可)。
 - ・機関の所在地に、検索ツールのパスワードを送付しますので、間違いのないよう記入してください。
 - ・必要に応じて電話をする場合があります。
 - ・メールアドレスには、検索ツールのデータを送付しますので、間違いのないよう記入してください。
 - ・メールアドレスは、管理責任者の業務用の個人アドレスを原則とします。業務用の個人アドレスがない場合等は、所属(機関)のアドレスでも構いません。
 - ・管理責任者が人事異動等により変更となる場合には、本様式を速やかに文部科学省専用メールアドレスに報告してください。

検索ツール利用における同意書

平成 年 月 日

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長 殿

機関住所

機 関 名

職・氏名

印

文部科学省から提供された官報に公告された教育職員免許状の失効・取上げ情報の検索ツールの利用に当たっては、下記の利用上の注意を遵守し、データの利用、管理を行います。

記

- ・個人情報の保護に関連する規定に基づき、情報を適切に取り扱うとともに、情報管理を徹底すること。
- ・管理責任者は検索ツールの配付先や利用者、利用端末を管理し、適切な利用にあたっての責任を持つこと。また、管理責任者は本「利用上の注意」が機関内で遵守されるよう責任を持つこと。
- ・検索ツールを利用した場合でも、採用予定者である本人に対して、面接等で所有する免許状の有効性について必ず確認すること。
- ・検索ツールの利用は、機関内で採用事務を行う関係者等に限定すること。
- ・パスワードは、他人に教えない、メモや付箋にパスワードを書いたものを人目につくところに貼り付けないなど、管理を徹底すること。
- ・当該機関以外への検索ツールの再配付は行わないこと。
- ・検索結果については、個人情報であることを踏まえ、印刷は必要最小限とし、利用後は廃棄（シュレッダー）すること。
- ・万一、検索ツールや検索ツール内の情報が外部に漏えいした場合には速やかに文部科学省へ報告すること。
- ・失効・取上げ情報を更新した最新の検索ツールを受領したときは、当該受領前の検索ツール（更新前のもの）を完全に消去（削除）すること。
- ・人事異動等により管理責任者が変更となる場合には、「検索ツール利用希望機関の管理責任者情報（様式1）」を速やかに文部科学省専用メールアドレスに報告すること。

参照条文(関係法令抜粋)

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)

(授与)

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修得しない者を含む。)。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 三 成年被後見人又は被保佐人
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者
- 五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(失効)

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

- 一 第五条第一項第三号、第四号又は第七号に該当するに至つたとき。
 - 二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。
 - 三 公立学校の教員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。)であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。
- 2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

(取上げ)

十一条 国立学校、公立学校(公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。)又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- 2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。
- 一 国立学校、公立学校又は私立学校の教員(地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。)であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
 - 二 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。
- 3 免許状を有する者(教育職員以外の者に限る。)が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。
- 4 前三項の規定により免許状取上げの処分を行つたときは、免許管理者は、その旨を直ち

にその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。

5 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

(失効等の場合の公告等)

第十三条 免許管理者は、この章の規定により免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行ったときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。

2 この章の規定により免許状が失効し、若しくは免許状取上げの処分を行い、又はその旨の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、この旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合
- 二 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 前二号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合
- 四 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合

2～4 略

(懲戒)

第二十九条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

2～4 略

(適用除外)

第二十九条の二 次に掲げる職員及びこれに対する処分については、第二十七条第二項、第二十八条第一項から第三項まで、第四十九条第一項及び第二項並びに行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定を適用しない。

- 一 条件附採用期間中の職員
- 二 臨時的に任用された職員

2 前項各号に掲げる職員の分限については、条例で必要な事項を定めることができる。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 四 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者